HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	銀行信用の展開と預金･金券(1)
Author(s)	岡部, 洋實
Citation	經濟學研究, 38(4), 55-73
Issue Date	1989-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31811
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(4)_P55-73.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 38-4
北海道大学 1989. 3

銀行信用の展開と預金・発券（1）

岡 部 洋 實

I. 問題の所在

『資本論』第3巻第25章冒頭でマルクスは，資本主義的生産様式一般の特徴づけのために必要な範囲で信用制度の考察を行なうとしたうえで，「そのさいわれわれはただ商業信用と銀行信用を取り扱うだけにする」[1] と述べている。しかしながら，『資本論』における銀行信用の展開方法は，既に宇野弘蔵による批判にあるように，二面的なそれといわざるをえないものであった。すなわち，一方では，支払い手段としての貨幣の機能を前提とした，本来の商業貨幣たる手形を媒介として形成される「生産者や商人どうしのあいだの相互前貸」[2] である商業信用に基づくものとしながら，他方では，流通過程で貨幣が行なう純粋に技術的な諸運動を操作するものとして形成された貨幣取引資本が，利子生み資本または貨幣資本の管理を，その特殊な機能として発展させることに基づくものとして銀行信用を位置付ける，というものだったのである。

だが，仮に，銀行信用の展開方法が商業信用と利子生み資本とに基づくべきであるとしても，これら二つの方法が相互にどのような関連にあるのかという点についてのマルクスの説明は，必ずしも明確なわけではない。もちろん，この点については，『資本論』第3巻自体が未完成のままであり，しかも，第5編は，エンゲルスの編集の手を最も煩わせるものであったということを，十分に考慮しておく必要があろう。しかし，銀行信用が，個々の資本相互の競争関係のうちに必然的に形成されるものであり，銀行信用という資本主義的機構の形成の原理的な根拠と，その資本家社会的な意義を解明するという観点からすれば，マルクスの二面的な方法には問題が残されているといわざるをえないのである。

この点を批判した宇野によれば，マルクスの利子生み資本の考察は，「原理論的規定を与えることのできないような，具体的関係による」ものであって，「理論的には利潤のえられる資本の投資をさけて，その一部分たる利子をうるにすぎないような資本の貸付を選ぶ『貨幣資本家』なるものを想定することはできない」[3]。そして，マルクスの利子生み資本による方法は，「資本家がその資本の運用に対して追加的に資金を借入れる関係から，その貸借関係だけを抽象して考察するという方法」であり，「貸借される貨幣の性格も全くその基盤を離れたものになる」[4] という点で，問題があるといわざるをえないというのであった。また，マルクスが，「商

1）K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III〔*Marx-Engels Werke*, Bd. 25, Dietz Verlag, 1964〕, S. 413, 向坂逸郎訳『資本論』（岩波文庫，改訳版，1969～70年）(7), 109頁。一以下，『資本論』からの引用は，*Werke* 並びに岩波文庫版によるものとし，(K., III, S. 413, 訳⑦109頁）のように略記する。なお，引用文は，必ずしも訳書のとおりではない。

2）Ebd., 同前，110頁。

3）宇野弘蔵『経済学方法論』（『宇野弘蔵著作集』〔岩波書店，1973～74年〕一以下，『著作集』と略記する一第9巻），250頁。一以下，本書を『方法論』と略記する。

4）同前。

業信用，すなわち再生産に携わっている資本家たちが互いに与え合う信用」は，「信用制度の基礎をなしている」[5] と述べる場合でも，「それは貨幣資本の蓄積の考察に対する補足的なものに過ぎない」[6] としたうえで，マルクスの信用制度論の方法の根本的な難点として，「貸付資本」が資本家社会的な再生産過程にその基礎をもつものであることが，必ずしも明確にされないままに展開されている点があげられている。

こうして，『資本論』の難点を批判的に再構成する中で，宇野は，資本の再生産過程に多かれ少なかれ常に伴う遊休貨幣資本に着目し，それが商業信用の基礎をなすとともに，「資本家的生産の発展は……この産業資本家の間に行われる商業信用を単に……個別的なるものに留どまらしめるものではない」[7] として，ここから商業信用の銀行信用への転化を説いたのであった。宇野によれば，資本の再生産過程に伴う遊休貨幣資本が，「銀行の如き金融機関に集中せられ，その必要に応じこれが融通されるということになると，産業資本家の間に行なわれる商業信用は銀行と産業資本家との間に行われる銀行信用となる」[8]。銀行信用の解明は，商業信用から貸付資本を展開することによってなされるべきである，というのである。そして，この際に宇野が最も力点を置いた点は，個々の資本の再生産過程に常に伴う遊休貨幣資本が，銀行を媒介として社会的に集中・利用されるという関係であった。銀行信用の基本的関係は，「個別的な資金の融通を社会的な資金の融通に代えることがまず一歩」[9] であるというのである。

ところで，このような宇野の銀行信用の展開方法の枠組みを基本的には受け継ぎながらも，宇野の方法とは対照的に，商業信用における手形が「信用貨幣として一般性を与えられるものではない」[10] という手形流通の限界に着目し，銀行信用の新たな展開を試みたのが，鈴木鴻一郎であった。すなわち，商業信用の限界は，「特定の資本家を支払人とし特定の支払金額と支払期日とをもち様々な程度の信用力を有する債権ないし債務証書にすぎぬという商業手形の限界に由来する」のであり，この限界は，「多数の産業資本家および商業資本家を相手とする特定の一資本家を支払人とし，一定の単位金額を支払金額とし，支払期日を限定せずに一覧払いとするような一般的な手形に，商業手形を振替えることによって，容易に解決されうるであろう」[11] として，銀行信用の端緒を銀行券の発行に置いたのである。そして，宇野が銀行信用の最も基本的な関係とした遊休貨幣資本の銀行への集中とその貸付という預金－貸付関係は，銀行信用の展開においては，むしろ発券を補足するものとして位置付けられることになった。

もちろん，鈴木の場合でも，預金のもつ資本家社会的な意義を，全く消極化しているわけではない。すなわち，銀行信用の展開にともない，手形割引をつうじて商業手形は銀行に集積し，「銀行で満期手形の相殺や支払がおこなわれることになると，当然のことながら，…〔商業手形に対する〕支払準備金を銀行の金庫に預託しようとする産業資本家および商業資本家の傾向がおのずから生じてくる」のであり，「このような傾向は，銀行券発行にたいする自己の準備金の一部をこれら産業資本家および商業資本家の支払準備金によって代位させようとする銀行資本の傾向によって，積極的に促進され利用される」[12] ことになるという。とはいえ，ここにおける預金の位置付けは，宇野の場合とは異なり，多分に「預金なしで成立している銀行信用を拡

5）K., III, S. 496, 訳⑦241頁。
6）宇野弘蔵『マルクス経済学原理論の研究』(『著作集』第4巻)，169頁。
7）宇野弘蔵『経済原論』(『著作集』第1巻)，467頁。—以下，本書を『旧原論』と略記する。
8）同前。
9）宇野弘蔵編『資本論研究』(筑摩書房，1967～68年) V，370頁。
10）前掲，宇野『旧原論』，467～8頁。
11）鈴木鴻一郎編『経済学原理論』(東京大学出版会，1960・62年) 下，363頁。
12）同前，366～7頁。なお，引用文中の〔 〕は，引用者による補足—以下，同じ。

張する」[13] ものとしてとらえられているといえよう[14]。

かくして，マルクスの信用制度の展開方法上の問題点を，基本的には，宇野によって与えられた枠組みで受け止め，商業信用から銀行信用への展開として行なうとしても，商業信用の限界を，資本の再生産過程に伴う遊休貨幣資本の個別的な融通関係の限界として把握するのか，あるいは，商業手形流通のもつ個別性の限界として把握するのか，いずれを重視するかによって，その展開方法は対照的にならざるをえないということになった。前者の立場からすれば，預金の形成をまず明らかにしたうえで，いわばそれを「拡張」するものとして銀行券の発行を位置付けるということになろうし（預金先行説），後者の立場からすれば，銀行券の発行をもってまず銀行信用の端緒となし，預金はそれを「拡張」するものとして意義づけられることになる（発券先行説）。

ところで，ここで注目される点は，預金先行説を採るにせよ，発券先行説を採るにせよ，問題は，単に銀行信用の成立過程の説明方法の相違にとどまるものではないのではないか，という点である。すなわち，すでに指摘されてきたように，宇野によって展開された「資金の預金化は，個々の産業資本の運動にそくしてではなく，全体としての社会的再生過程から直接にその機能的効果にそくしてとりだされていた。端的にいって各資本は，もし預金をして利用しあえばたがいに得になることだから『媒介機関』・『付属機関』に遊休分をプールしておけばよい——というふうに行動する。ここでは，個はあたかも，全体が事後に達成する効果を，自己のモメントとして事前に植え込まれているかのように運動するのである」[15]。宇野の信用制度論には，このような問題点が含まれているといわざるをえないのであり，発券の基礎に自己資本としての準備金を置いた鈴木の場合でも，同様の問題が伏在していたということが指摘される[16]。

この問題点を敷延すれば，預金と発券という銀行資本の業務をめぐる銀行信用の展開方法の相違は，資本家社会的な機構としての信用制度の解明方法の在り方そのものに関わる問題でもあるということになろう。なぜなら，銀行信用は，個別資本相互間での個別的関係にすぎない商業信用の限界を解除し，資本家社会的に一般的な信用関係の形成として説かれなければならないが，しかし，その担い手となる銀行資本は，常に利潤の極大化を目指しつつ他の諸資本と競争関係にある一個別資本にすぎず，預金・発券という業務も，そうした銀行資本の動機と行動に基づいて展開されるものであるという点を，商業信用から銀行信用への展開において，いかに考慮すべきかが問われることになるからである。商業信用の銀行信用への展開は，一方では，個別的信用関係の一般的社会的関係への転化として解明されなければならないが，他方では，それが利潤の極大化を目指す個別資本の行動に即して展開されるものでもあるという関係において，明らかにされなければならないのである。したがって，このような観点からすれば，預金と発券という銀行資本の業務は，信用制度の原理的展開において，個別資本としての銀行資本が必然的に取らざるを得ない業務方法であり，銀行信用制度の資本家社会的意義は，これらの業務を通じてはじめて発揮される点が解明されなければならない，ということになろう[17]。

13) 日高普『銀行資本の理論』(東京大学出版会，1968年)，83頁。
14) この点については，藤川昌弘「信用」（大内・桜井・山口編『資本論研究入門』〔東京大学出版会，1976年〕），257頁以下も，参照されたい。
15) 同前，258頁。
16) 同前，参照。
17) 周知のように，宇野は，『資本論』第3巻に相当する部分を，その『原論』体系において，「分配論」として展開した。それは，マルクスのいう現実に運動している諸資本の「具体的な諸形態」(K., III, S. 33, 訳⑥41頁）の解明は，「流通形態としての資本が，生産過程を把握し，そこで生産された剰余価値を，自己の形態規定的性質に応じて利潤として分配することから生ずる諸形態，またか

そこで本稿では，このような方法的な問題を踏まえ，銀行信用が個別資本の行動のうちに必然的に展開されるものであり，その結果として信用制度の資本主義的な意義が明らかにされるとの観点から，商業信用の銀行信用への原理的展開を試みることとしたい。

II. 商業信用の限界

1

はじめに，銀行信用の原理的展開の基礎となる商業信用について，個別資本の動機と行動に即して考察し，それが個別資本相互の関係にすぎないということからくる限界は原理的にはどのようなものとして捉えられるべきか，という点を検討しておくことにする。

商業信用とは，基本的には，資本が流通形態であるがゆえに必然的に被らざるをえない制約を，個々の資本相互の関係のうちに解除しようとする，いわば，資本の相互扶助関係にほかならない。姿態変換の繰り返しのうちに増殖をなす価値の運動体である資本にとって，商品の販売過程 W'－G' は，いわゆる「命懸けの飛躍」の過程として，価値増殖を制約するものとしてある。資本は，その商品の販売に要する期間，生産過程を円滑に継続するためには，その期間に見合うだけの予備資本を常に準備しておかなければならない。だが，このような追加的な予備資本は，必ず用意されねばならないにもかかわらず，より効率的な価値増殖の追及という点からすれば，資本にとって一つの負担をなすものでしかない。資本にとっては，この予備資本は遊休貨幣資本として存在することになるのであり，より効率的な利潤の増進という点からすれば，それをできるだけ節約しなければならないのである。商業信用とは，このような資本の運動に必然的に伴う遊休貨幣資本を，手形を利用した信用売買によって資本相互間で「融通」し合うことを可能にし，それに参加する資本の利潤の増進を図る資本主義的な機構である，ということができよう[18]。

まず，信用の与え手である与信資本（織物資本A）が，手形（さしあたり約束手形で代表させるが，為替手形でも，事態の説明に本質的に差異はない）に対してその商品（綿布）を販売したのは，自らの手元に十分な予備資本が存在し，一定期間後に代金（貨幣）を受け取ることができるのであれば，現金で販売しなくても，その間，予備資本を投下することで生産過程を円滑に継続することができると判断されたから

かる分配関係を補足する諸形態を明らかにするものにほかならない」（宇野『方法論』，295頁）からであった。しかし，宇野の解明方法を基本的には首肯しつつも，その方法的な一貫性については，すでに疑問が出されている。すなわち，山口重克氏によれば，「分配論」では，「諸個別資本が相互の競争を通して社会的生産の均衡編成を現実的に措定する具体的な過程と機構が，利潤，地代，利子という剰余価値の分配形態の分化の過程と機構の問題として考察される」（山口重克『資本論の読み方』〔有斐閣，1983年〕，105頁）が，しかし，宇野の場合，「商業資本論」の途中から，このような「機構論的な観点」とは異質な「物神性論的観点」が交錯することとなっており，そのために，「商業資本の本質と機能の解明そのものにも限界が生ずる」とともに，また，「資本市場機構の原理的考察にいたっては皆無という状態で終わることになっている」（同前，107～8頁）。

ところで，商業資本論並びに資本市場論については，本稿の主題とはさしあたり離れるので検討は別の機会に譲ることにするが，宇野の信用制度論の場合も，個別資本の利潤率をめぐる行動ないし競争に即した資本家社会的な機構の解明としては，必ずしも一貫しない側面があるように思われる。この点は後に触れるが，注14の藤川氏の指摘も，この点に関わるものといえよう。本稿は，個個の資本の動機と行動に即した資本家社会的な機構の解明という方法を徹底させるための，一つの試みである。

18）商業信用の展開の根拠となる遊休貨幣資本の性格やその「融通」の意味などをめぐっては，なお検討されるべき点が多い。しかし，ここでは，主題との関係上，商業信用の限界に絞って考察を行なうことにする。以下に述べる商業信用の展開とそれに伴う資本相互の関係に関する私見の詳細は，さしあたり，拙稿「利子の根拠―商業信用における利子をめぐって」（山口・桜井・伊藤編『利子論の新展開』〔社会評論社，1984年〕）を参照されたい。

であった。他方，信用の受け手である受信資本（縫製業資本B）が，自らを債務者とする約束手形と交換に資本Aから綿布を購買したのは，何等かの理由でその代金を直ちに現金で支払うことはできないものの，一定期間後には，自らの商品（衣服）を販売することで取得した貨幣でもって，資本Aに支払うことができると見込まれたからである。この場合の資本Aと資本Bとの関係は，資本Aの予備資本の存在に基づき，資本Bが信用で綿布を購買し，その生産過程を継続ないし拡大することで利潤の増進を図るというものである。

しかも，周知のように，こうして成立した関係は，AとBの二者間の関係に停どまるものではない。資本Bの振出した約束手形に対して綿布を販売した資本Aが，その原料である綿糸を資本Cから購買しようとする際に，何等かの理由で現金での購買ができないという場合には，一定期間後に支払われる資本Bの振出した約束手形でもって，購買をなすこともできる。資本Aは，資本B振出の約束手形を裏書譲渡することによって，資本Cから綿糸を購買し，新たに手形債権者となった資本Cは，資本Aから裏書譲渡された約束手形をその期日に資本Bに提示することによって，資本Aに販売した綿糸の代金を回収する。このとき，手形を資本Cに裏書譲渡した資本Aは，約束手形の振出人である資本Bの連帯保証人として位置付けられることにはなるが，資本Aの遊休貨幣資本の負担によって資本Bの利潤の増進が図られるという関係は，手形の裏書譲渡によって，資本Cの遊休貨幣資本の負担において，資本Aならびに資本Bがそれぞれの生産過程を継続，拡大し，利潤の増進を図るというより拡大された関係に発展することになるのである。手形の裏書譲渡は，さらに，紡績資本Cから綿花栽培資本Dへ，そして肥料製造資本Eへというように次々となされうるが，こうした手形の輾転流転によって，商業信用は，複数の資本の間で，利潤の増進のための「相互扶助関係」の成立を可能にするのである。

ところで，手形流通を媒介として成立するこの商業信用関係は，それに参加する個々の資本のどのような動機に基づいて成立しているのであろうか。商業信用の限界を考察するに先立ち，その点を上記の例にそくしてもう少し詳細に見ておくことにしよう。

資本Bは，いま，3ヶ月後に£100を支払うことを明記した約束手形を振出して，資本Aから綿布を購買したとしよう。この場合，資本Bが手形による綿布の購買を選択したのは，資本Aから綿布を購買するのに必要な現金£100を保有していないか，あるいはそれだけの現金を保有していても，利潤の増進を図るという観点からは，その現金を他の用途に振り向けたいという動機があったことによる。資本Bには，手形で綿布を購買できるのであれば，それによって原材料を調達することでその生産過程を継続，拡大し，現金で綿布を購買した場合よりも，より効率的に利潤の増進を果たすことができると期待されたのである。もちろん，3ヶ月後の期日には手形代金の支払いをなすという約束を手形所有者（債権者）に対して行なう以上，それまでに手形を決済するための現金貨幣を用意できる見込みがなければならない。資本Bは，手形期日までに，その製品である衣服の販売によって得た貨幣を手形金額相当分まで貯蓄することを，自らに強制しなければならないことにはなる。したがって，彼は，その分，外的な状況に柔軟に対応しつつ自らの資本配分を調整することを制約されることにはなるが，しかし，そうであったとしても，支払い期日までに必要な額の貨幣を取得することができると見込まれることに基づいて，彼は手形での原料綿布の購買による利潤の増進という利益の方を選択したことはいうまでもない。

では，これに対する与信資本にとっての商業信用への動機は，どのようなものとしてあるのであろうか。手形が輾転流通したとして，資本Eについて見ることにしよう。資本Bと資本E

との間の資本A，資本Cおよび資本Dについては，約束手形の振出人である資本Bの連帯保証人になるという制約を負うことにはなるが，基本的には，手形を裏書譲渡する以前については資本Eの立場に位置し，以後については資本Bが得る利益と同様のものを享受すると考えられる。ここでは，資本Eに資本B振出の約束手形が譲渡されたのが，振出されてから1ヶ月後，期日までの期間が2ヶ月の時点であったとして考察する。

さて，資本Eが資本Bの振出した約束手形と交換に資本Dに肥料を販売したのは，資本E自身に，十分な遊休貨幣資本（予備資本）が存在し，それを用いることで当分の間その生産過程を継続することができるという判断に基づいていた。資本Eとしては，現金販売に固執していれば，過去の販売状況の経験に基づいてしかその商品の販売期間を予想することはできない。しかし，販売期間は，それ自体不確定のものとしてしか存在しえないのであり，手形に対して商品を販売すれば，その販売期間を確定することができ，その分，不確定な販売期間に対応して準備しておかなければならなかった予備資本を節約することができる。例えば，経験的に予想される販売期間が4ヶ月であるときに，2ヶ月後に期日の来る資本B振出の約束手形に対して肥料を販売すれば，その時点で販売が確定し，2ヶ月後には肥料代金を取得することができる。また，4ヶ月分必要であった予備資本も2ヶ月分に縮小することができるのであって，その分，生産過程の拡大，ないし，よりいっそうの円滑な利潤の増進を図ることができることになろう。与信資本Eが商業信用に参加することの最大の動機は，手形に対して商品を販売することで，本来不確定な販売過程を確定することにあると考えられるのである。与信資本としては，なお2ヶ月分の予備資本負担が伴うことにはなるが，負担を4ヶ月分から2ヶ月分に縮小できただけ，より効率的に利潤の増進を図ることができることになっているわけである。

だが，こうした販売の確定というメリットと同時に，与信資本Eは，手形で販売したことによる制約を被ることにもなる。というのは，投下資本額Gを，より多くの貨幣額G'として効率的に回収しなければならない資本としては，販売した商品の代価をできるだけ早く現金として取得しなければならないからである。資本Eが，現金に対してではなく，手形に対して肥料を販売したのは，その時点での現金販売の場合の予想販売期間が，手形期日までの期間よりも長いと見込まれたからである。しかし，投下資本の回収は，現金を取得した時点で初めて確定する。資本Eとしても，一般的な動機からすれば，手形に対して販売するよりも，現金に対して販売することを選択するのであって，現金価格と信用価格との間には差額を設けざるをえない。資本Eは，信用でその商品を販売する際には，現金販売よりも高い価格を付けることで，信用販売に伴う制約を抑制しようとするのである。

これに対し，商品の買い手である受信資本は，信用価格が現金価格を上回るとしても，手形による購買で利潤の増進を図ることができるのなら，その信用価格を受容することになろう。いわば，受信資本は，信用販売に伴う制約からくる与信資本の動機を，自らの利潤の増進ということのうちに受け止めるのであって，ここに，現金価格を上回る信用価格が形成されることになるのである。この差額こそ，利子の端緒をなすものにほかならない。商業信用における与信資本の遊休貨幣資本の負担に基づく受信資本のより多くの利潤の取得という関係は，事実上，与信資本の遊休貨幣資本が受信資本に利用される，つまり「融通」されるという関係を表わしているが，その遊休貨幣資本の手形期日までの代価が，現金価格と信用価格との差額としての利子なのである[19]。

19) 同前，拙稿，57頁以下を参照。後に検討することにはなるが，銀行信用における利子の授受の根拠も，その基本においては，商業信用におけるのと

もっとも，商業信用における利子は，後に展開される銀行信用の場合のように，債権額に対する一定割合という明確な表現を取らず，また，市場利子率のような一般的な水準をそれ自体として形成するものでもない。それは，商業信用が，あくまでも個々の資本相互の個別的な関係として展開されるものにすぎないということによる。したがって，利子そのものの大きさは，資本相互の個別的な売買においてその都度決定されることになる。

ところで，諸資本は，このようにして，それぞれにとってのメリット，ディメリットを比較しつつ商業信用に参加することになるわけだが，商業信用が個別資本同士の関係によって形成されるものにすぎないということから来る商業信用の限界とはどのようなものなのか，またそれは，上述の点とどのように関わっているのであろうか。続いて，その点の検討に入ることにしよう。

2

まず，『資本論』でのマルクスの指摘のうち，参考となる部分を引用しておこう。

①第1に，商業信用における「相互の債権の決済は，資本の還流にかかっている。……紡績業者が綿布製造業者から手形を受け取ったとすれば，綿布製造業者がその支払いをすることができるのは，彼が市場に出している綿布がその間に売れているときのことである。……つまり，これらの支払〔貨幣での債務の支払〕は，再生産すなわち生産・消費過程の流動性にかかっているのである。しかし，信用は相互的だから，各人の支払い能力は同時に他の各人の支払い能力にかかっている。なぜならば，各人は，自分が手形を振り出したときには，自分自身の事業での資本の還流をあてにしていたか，またはその間に彼に手形の支払いをしなければならない第三者の事業での還流をあてにしていたかのどちらかでありうるからである。還流の見込みを別とすれば，支払いは，ただ，手形振出人が還流の遅れたときに自分の債務を履行するために処分できる準備資本によってのみ，可能になることができるのである」／ ②第2に，「この信用制度は，現金支払いの必要をなくしてしまうものではない。まず，支出の大きな一部分，労賃や租税などは，いつでも現金で支払わなければならない。次にまた，例えば，Cから手形で支払いを受けたBは，この手形が満期になる前に自分自身がDに満期手形の支払いをしなければならないとすれば，そのために彼は現金をもっていなければならない。……再生産の完全な循環は，一つの例外

同様に，与信資本となる銀行資本の与信という行動に伴う制約からくる動機を，受信資本の利潤動機が受け止めることによると考えられる。

なお，山口氏は，大内力氏の所説を検討する中で，経済学的説明として「利子を要求しうる根拠というような議論がどうして必要なのか私には理解できない」とされ，「一方に運用可能な遊休貨幣があり，かつその融通が無制限に行なわれうるものではないとすれば，他方の融通によって利益を受ける側でその融通にたいして一種の利用料の支払いが発生するのは当然であろう」（山口重克「商業信用論の諸問題(3)」〔東京大学『経済学論集』第54巻，第2号，1988年〕，61～2頁）と批判されている。確かに，氏の指摘されるように，「貨幣の融通…を受ける側でそのことによって利潤の増加があるということであれば，融通を受けることについての需要が発生するであろう」（同前，62頁）し，また，その場合，融通にはメリットと同時に危険が伴うからといっても，融通という形で運用するか遊休させたままにしておくかを決定する利得の額には，「遊休資金の保有者に一般的に妥当するような原理を考えることはできそうにないし，……利得についての個別的な要求がそのまま実現されうる保証もない」（同前）。しかし，「一般的富の無限の保蔵・蓄積行動が展開するさらに発展した関係の形態が資本である」（山口重克『経済原論講義』〔東京大学出版会，1985年〕，54頁）とすれば，例えそれが遊休してはいるものであっても，貨幣を融通した場合に被る制約の個別資本にとっての意味は，無視できないのではないだろうか。与信者の要求という一方的な行為が，受信者のメリットによって客観的に受け止められるからこそ，利子の支払いに資本家社会的な合理性が与えられると考えられるし，また，それは，単に融通が無制限に行なわれるか否かということに尽きる問題ではないように思われる。

でしかありえないのであって，つねに多くの箇所で中断されざるをえないのである」。また，「例えば，織物業者に対する紡績業者の債権は，機械製造業者に対する石炭供給業者の債権によっては決済されない。紡績業者は自分の事業では機械製造業者に対する反対債権をもつことはない。なぜならば，彼の生産物である綿糸はけっして機械製造業者の再生産過程にその要素として入らないからである。それゆえ，このような債権は貨幣によって決済されなければならない」。／ ③そして，「この商業信用にとっての限界は，それ自体として見れば，(1)産業家や商人の富，すなわち還流が遅れた場合の彼らの準備資本処分力であり，(2)この還流そのものである」[20]。

ここでのマルクスの叙述は，必ずしも明確に整理されたものとはいいがたいが，およそ次のようにまとめることができよう。

a．資本相互間で形成された債権-債務関係の決済は，債務者たる資本の還流にかかっており，還流が遅れたときには，その資本の準備資本による。

b　現金支払いの必要をなくしてしまうものではない。資本の大きな支出部分である賃銀・租税は現金で支払わねばならない。

c　再生産の完全な循環は例外であり，与信資本と受信資本との間では，受容しうる手形期間が（そして，マルクス自身は明示的ではないが，手形金額が）相違しうる。

d　また，商業信用の循環が現われないときには，異なる再生産系列でそれぞれ形成された債権-債務関係を互いに相殺することはできない。

ところで，ここに引用したマルクスの商業信用の限界に関わる叙述には，いくつかの問題があるといわなければならない。

まず，ここでのマルクスの主たる関心が社会的再生産過程にあり，商業信用を，本稿でのように，個別資本の動機なり行動なりと関わらしめる中で論じたものではない，という点である。すなわち，引用文は，直接には，「貸付可能な貨幣資本の蓄積」の考察に当たって必要な限りにおいて展開された商業信用の考察のなかで示されたものであり，また，引用①並びに②は，円環的な信用関係の成立としての「純粋な商業信用の循環」に関わらせて述べられたものである。さらに，引用③は，内容的には，引用文に続けて詳細に展開される社会的な再生産過程の一環を担うものとしての商業信用という主題に関わらしめて示されたものである。したがって，原理的展開において明らかにされるべき個個の資本相互の関係としての商業信用に固有の問題としてというよりは，むしろ，資本主義的な社会的再生産全体の問題として，その限界を論じたものでしかない。

もっとも，この点は，総過程論の方法そのものに関わる問題であり，詳論は別の機会に譲らざるをえない。しかし，そのような問題のあることを念頭に置いたうえでも，ここに示されたマルクスの叙述には，いくつかの問題があるように思われる。

はじめに，マルクスが「商業信用にとっての限界」として明確に述べた点であり，最も強調する点について見ると，ここで問題にされている「還流」は，具体的には，商業信用関係の形成の前提となる支払約束の問題にすぎないということがあげられる。

まず，与信資本が手形に対して商品を販売したのは，彼自身が，手形債務者（先の例でいえば，約束手形の振出人である縫製業資本B）の支払い能力を「信用」したからであった。他方，手形債務者たる資本が商品を購買する際には，彼は，期日に所定額の貨幣を支払うことを約しておかなければならなかった。それゆえ，受信資本は，予定していた資本の「還流」がない場合には，何等かの方法によって所定額の貨幣を調達し，手形の決済をしなければならない。だが，このことは，手形債務者の手形期日における支払いが確実であることを直ちに意味するも

20) K., III, S. 496～7, 訳⑦242～4頁。

のではない。手形による商品の購買は，常に，その手形の支払いがなされないという可能性，いわゆる「不渡り」の可能性を含んでいる。つまり，商業信用とは，期日には所定額の貨幣を支払うという約定を手形という証書に記すことで初めて，互いに競争関係にある個々の資本相互の間に成立する関係であって，それは，本来的に不確定であるはずの将来の貨幣の支払いが，手形という形式を通して「約束」されることで成立しているにすぎないのである。

もちろん，支払約束が将来に対するものであり，したがって，資本の「還流」は，こうした関係が恒常的に成立するための前提条件であるという意味では，これが商業信用の根本的限界をなすものであることを否定するものではない。しかし，商業信用固有のものとしてその限界を明らかにするとすれば，前提条件をもってその限界となすことはできないであろう。マルクスのいうように「恐慌期には支払手段が欠乏しているということは自明である」[21]。しかし，恐慌が諸支払いの停止という信用恐慌を伴わざるをえないということは，信用関係の前提そのものが成立しえなくなっていることを示しているのであって，マルクスのいう商業信用の限界としての資本の「還流」は，「信用制度の基礎」としての商業信用そのものの限界というよりも，むしろ，資本主義そのものの限界あるいは矛盾に関わる問題として明らかにされるべきであるということになる。信用制度の原理的な展開の問題として検討する際には，商業信用を通じて形成された関係が，資本主義的な意義を有する反面でいかなる点で固有の限界をなすのか，という観点から問題にしなければならないのである[22]。

次に，bの点だが，「租税の支払い」といった原理論では想定できない事柄については措くと

21) Ebd., S. 507, 同前，258頁。

22) 伊藤誠氏は，マルクスの説明では，「商業信用の限界が，もっぱら『市場の供給過剰による還流の減少または遅延』に関わらしめて示されて」（伊藤誠『信用と恐慌』〔東京大学出版会，1973年〕，171頁）おり，「再生産の拡大が諸商品の市場の拡張をともなって順調に行なわれ，『供給過剰による』還流の遅滞が生じないかぎり，一般に商業信用の拡張に限界はないとみなされることになりはしないか」（同前）と疑問を呈されている。そして，「信用制度をつうずる『産業資本の再生産力の極度の緊張』は，商業信用と銀行信用の機構的関連をとおしてはじめて実現されるのであって，商業信用のみによってそのような状態があらわれるとすることには問題があるといえよう」とし，「資本蓄積が順調に進行し〔た場合にも〕…，すでに商業信用の拡張には一般にそれ自身としてはいくつかの限界があるのではないかと考えられる」（同前）と指摘されている。

また，マルクスのいわゆる「還流」の問題について，山口氏は，マルクスの場合，「商業信用がかならず特定の資本の遊休貨幣資本に依存し，またそのことが商業信用の限界をなす点が明確にされていないといわなければならない」（山口重克『金融機構の理論』〔東京大学出版会，1984年〕，67頁）と指摘される。

ところで，大内氏は，このマルクスの「還流」について触れ，これは，彼のいわゆる「商業信用の限界」のうち「実質的限界」，すなわち，「手形の信用というのは結局その振出人（為替手形なら引受人）の支払能力に依存しており，その点でそれは個人的信用を基礎としているにすぎないという点」（大内力『経済原論』下〔『大内力経済学体系』第3巻，東京大学出版会，1982年〕，648頁，並びに，649頁，注33）を示すと解釈され，「従来多くの論者はマルクスにならって，この実質的限界に重点をおいて手形の限界を説明してきたといっていい」（同前，649頁）と述べられる（なお，この点については，同『信用と銀行資本』〔東京大学出版会，1978年〕，第4章も参照）。そして，「銀行券との関連で考えるばあいには」，「手形の流通性にとって問題になるのは，かならずしもその発行人もしくは引受人が現にもっている個人的支払能力ではない」（前掲『経済原論』下，649頁）とされ，「手形にとって真の限界をなすものは，それに期限があるということであり」，「実質的限界」も「この期限との関係において問題にさなければならない」（同前，652頁。傍点は，原著者による。）と主張される。また，氏は，社会全体としてみれば流通資本以外の遊休資金が何ら利用も節約もされない点を「商業信用の限界」として捉えたうえで，それは手形に期限があるという「手形の限界」とは概念的に区別されるべきだとされ，従来は，前者についてのみ認識され，後者については無視されていたが，前者の限界は，もとはといえば後者から生じたことなのである，という独自の見解を示されている。なお，同前，682頁の他，前掲『信用と銀行資本』，第4章，及び，同，254頁以下も参照されたい。

しても，この点もまた，商業信用そのものの限界として論ずるには難点のあることを免れないように思われる。すなわち，賃銀の支払いは現金でなければならないということは，商業信用固有の限界としてというよりも，理論的には，これもまた，商業信用の前提として与えられるものであると考えざるをえないからである。

もちろん，このマルクスの指摘は，すでに多くの論者によっても認められてきたように，商業信用の根本的限界をなす一つの側面を明らかにするものであることは，否定することはできない。労賃の支払いは，事実として現金での支払いが一般的であったというだけでなく，理論的にも，現金で支払われるものとしなければならない。労働者は，労働力を日々資本に売り渡し，それによって一日の様々な必要生活資料を賄えるだけの賃銀を得るにすぎないものとして想定される。労働者には，仮に賃銀として手形を受け取ったとしても，それが不渡りになった時でも生活を維持できるような資産はないと想定されているのであり，彼は，労働力を日々再生産するためには，必要な生活資料を，賃銀を得たその日のうちに購買しなければならないのである。それゆえ，購買手段は，絶対的な通用力を有するものでなければならない。さらに，仮に手形で賃銀の支払いを受け，それでもって資本家から生活資料を購買するとすれば，労働者はその手形に裏書保証することになるが，労働者には，その裏書保証を資本家に信用させるだけの資金的な裏付けはない。その手形が不渡りになった時の債務保証能力はないのである[23]。

しかしながら，このように賃銀の支払いは現金でなされるものとしても，問題は，賃銀の支払いは現金でなければならないという前提が，いかなる局面において，商業信用の展開を制約し限界を画することになるのか，という点であろう。つまり，問われなければならないことは，単に手形を支払いに用いることができるか否かという，いわば技術的な問題に尽きるわけではないのである。

このような問題点は，c並びにdについても当てはまるといって良い。

まず，cについていえば，商業信用は，そもそもが個々の資本相互の関係として成立するのであり，受与信期間と金額も，それに参加する個々の資本が相互に同意することによってしか決定されえない。マルクスも認めるように，「再生産の完全な循環」は全くの例外なのであって，それゆえ，個々の資本は，自分が債務者となっている手形の支払いは，本来現金でなすものと考えておくべきであろう。もちろん，自分が債務者となっている手形の支払いをしなければならない時に，他の資本が債務者となっている手形を保有しており，支払う相手の資本が同意すれば，その手形で債務の一部または全部を振

23) 大内氏も指摘されるように，「マルクスは，〔これ〕以上，なにゆえ労賃は手形では支払えないのかについては説明を与えていない」（前掲『信用と銀行資本』，103頁）。それについて，氏は，「労働者が労働力を掛売りし，為替手形の発行者になるということは…ありえないことであろう」が，「すくなくとも原理論的には，プロレタリアである労働者は，労働力について延払いをゆるすような予備の資金をつねにもっているとは観念されない」とされたうえで，「しかし資本家が他の資本家から受取った手形，そのいみで流通性のある手形を労賃の支払にあてることがなぜできないか，という問題はそれとやや次元を異にする」（同前，123頁）と指摘される。そして，この問題も，結局手形に期限があるという「手形の限界」に帰着するという見解を示されている。この点を含め，大内説については後述するが，労賃支払いに関する限りでは，労働者は「予備の資金」を持ちえないというだけで十分であって，あえて「手形の期限」という問題を出す必要はないように思われる。銀行信用が展開されることになれば，労賃支払いに銀行券が用いられることになるとは考えられるが，それは，後に見るように，銀行信用が，信用関係における資本の「貨幣」の要請として展開されるものであるということの結果であって，商業信用の展開自体が，そもそも，資本家と労働者との関係を入れる問題構制になってはいないのである。なお，この点については，小野英祐「商業手形における期限と金額」（金子・鶴田・小野・二瓶編『経済学における理論・歴史・政策』〔有斐閣，1978年〕），103～4頁，山口重克「商業信用論の諸問題(4)」（東京大学『経済学論集』第54巻，第3号，1988年），102～3頁を参照されたい。

り替えるということは十分にありうる。しかし，そうした支払い方法が常に可能であるという保証は全くない。幾つかの資本同士の間で恒常的な取引関係があれば，そのようなことはありうるかもしれないが，しかし，そのような場合には，むしろ，手形の振替といった複雑な操作をすることはないであろう。関係する資本相互で，最も効率的な形に手形の振出方なりが工夫される，と考える方が自然である。それはともかくとして，要は，商業信用それ自体が，あくまでも，個別資本相互の関係として成立するものにすぎないのであって，それゆえ，受与信の期間や金額も個々に決定せざるをえないということを確認しておけば良いであろう。与信資本と受信資本との間での債権-債務関係の決済は，例外的な場合を別にすれば，現金でなされるということが，商業信用の基本的な関係であると考えられるのである。

次に，マルクスの問題の取り上げ方からすれば，dのような把握は，むしろ当然であったといえるし，また，その限りでは，彼の指摘は誤りではない。しかし，商業信用そのものの限界を問題にするとすれば，生産系列の相違をあげることは，必ずしも適切ではないであろう。というのは，生産系列自体が極めて複雑で錯綜を極めるということもさることながら，そもそも商業信用関係は，商品売買においてしか成立しえないからである。売買関係が成立していない場合には，信用関係自体が成立しえない。もちろん，資本相互間で行なわれる商品売買は，基本的には一つの生産系列の中に位置するものであり，系列が異なれば，債権-債務関係そのものが成立しえないし，また，商業信用によって生じた同一生産系列の資本間の債権-債務関係も，他の生産系列の資本間の債権-債務関係では決済できないことはいうまでもない。だが，同じ生産系列であっても，途中で現金売買が介在している場合には，そこには商業信用関係は成立しえないし，その決済も行なわれない。ある生産系列のうち，綿花仲買人と紡績業者との間で現金売買が行なわれている時には，綿花仲買人に対する綿花栽培業者の債権が，織物業者に対する紡績業者の債権によって決済されることはないのである。それゆえ，債権-債務関係が他の債権-債務関係によって決済されないがゆえに現金支払いの必要をなくしてしまうものではない，というマルクスの説明は，必ずしも説得的ではない。問題は，どのような支払いに手形を用いることができるのかとか，手形決済の振替や相殺の可能性といったことにあるのではないのである[24]。

ところで，マルクスの場合，商業信用の限界は，いわば社会的な再生産全体の円滑な進行に関わる問題として捉えられ，それゆえ，個々の資本相互の信用関係そのもののうちに含まれる限界の問題として，あるいは，そのような信用関係に参加している個々の資本の運動に関わる問題として位置付けられたものではなかったが，宇野の場合もまた，商業信用の限界についての理解は，マルクスと同様の側面を免れてはいないように思われる。例えば，『旧原論』で，宇野は，商業信用の限界を次のように述べている。

① 「…第一に資本の再生産過程は，単に資本と資本との間の関係に留まるものでない。……〔紡績業者の〕原料品たる綿花の支払いは手形をもってなし得るにしても，労働賃銀はそうはゆかない。それは必ず貨幣をもって，支払われなければならない。……剰余価値部分にしても，少くとも資本家の個人的消費に充てられる部分は，貨幣に実現されなければならない。……さらにまた織物業者の手形の期限乃至金額と綿花栽培業者の紡績業者に与え得る信用の期限乃至金額とが必ずしも一致するとはゆかない。それぞれの再生産過程における種々異なった，しばしば個別的なる事情によってその

24) この点については，前掲，伊藤『信用と恐慌』，172頁，浦園宜憲「信用制度の組織的展開（Ⅰ）」（『拓殖大学論集—社会科学系—』第134号，1981年），181～2頁も参照。

期限乃至金額も規定される。かくて一方で商業信用が行われるとしても，他方では必ず現金取引の部分を残すことになるのである。

② 「〔商業信用関係は〕各種の生産に投ぜられる資本の再生産過程が互いに社会的関連性を有するということを基礎とするものである。……しかしその関連は，資本と資本との交換取引としても必ずしも信用をもって結合し得るというものではない。例えば織物業者に対する紡績業者の支払請求権は，機械製作業者に対する石炭業者の請求権によっては決済されない。……

③ 「資本の社会的再生産過程は，個々の資本の単なる平面的関係として一様に拡大されてゆくというふうには行われない。一方での拡大は他方での拡大を必要とすると同時に可能にもするのであるが，それは常に商品の価格の変動としてあらわれる価値関係によって規制せられなければならない。信用は，この関連を部分的に，しかも一定の状態を基準として把握しうるに過ぎない。特に商業信用によって把握し得る社会的関連は，個々の私的事情に制約される一定の使用価値を有する生産を直接的に基礎とするものであって，全体の社会的関連に対してはそれだけにいわば受動的に，その一要因をなすに過ぎない。……」[25]

ここでの叙述を見ると，③のように，マルクスでは明確にされていなかった点，すなわち，商業信用があくまでも個々の資本相互の個別的な関係にすぎないことが強調されていることがわかる。しかし，①・②などにマルクスの叙述について指摘したことと同様の問題があることもさることながら，その問題視角は，やはり，社会的再生産過程全体を問題とした上で商業信用が個別的な信用関係にすぎないことを強調するものである。もちろん，先に引用したマルクスの説明が，そもそも貨幣資本の蓄積と現実資本の蓄積との関係を景気循環過程にそくして考察することを主題とする中で行なわれ，それも，信用と恐慌との関係の考察に関わらせてなされていたのに対し，宇野のそれは，信用関係の資本家社会的意義そのものを問題にする中でなされており，それぞれの商業信用の限界の取り上げ方は大きく異なっている。だが，それでもなお，商業信用の限界は，資本家社会全体の中に位置付けられることで捉えられているのであって，商業信用が個別資本相互の関係であるがゆえに現われざるをえない個別資本の運動そのものに関わる限界として解明されているわけではない。かくして，このような宇野の問題視角は，商業信用の銀行信用への展開にも，問題を生じさせることになっている。『新原論』について，その点を見てみよう。

「……商業信用は，決して全面的に行われるものではない。例えば，石炭業者は紡績業者に対して信用を与えることはできるが，これから信用を受けることはできない。また労働者に対する賃金の支払は，一般に資本の生産物をもって直接に行うことはできないし，また手形をもって行うということもできない。実際また個々の資本は，その生産物の信用販売をそれぞれの特殊の事情によって制約されざるをえない。銀行は，この個別的なる信用関係を社会的信用関係に転換する機関となるのである。」[26]

ここの叙述は『旧原論』に比べかなり圧縮されているが，やはり，商業信用はあくまでも個別的な関係にすぎないことが強調されている。しかし，最後の文の銀行の導出の仕方に見られるように，宇野の場合，銀行が社会的な信用関係を担うものとしてあることをすでに予定しつつ，いわばそれに対比することで，商業信用の個別的性格を論じることになっているのである。実際『新原論』では，この後すぐに続けて銀行

25) 前掲，宇野『旧原論』，464～5頁。

26) 宇野弘蔵『経済原論』（岩波全書，1964年），198頁。――以下，本書を『新原論』と略記する。

信用の説明に入るのであって，商業信用の限界は，先と同様，資本家社会的関係全体の問題として位置付けられ，それがなぜ銀行信用を必然化するのかという，その必然的な「展開過程」自体は明確に説明されているわけではない。この点は，『旧原論』でも同様である。それゆえ，商業信用に参加する資本が，個別資本として被らざるをえない「商業信用に独自の制約」とはいかなるものであり，銀行信用への展開過程において，その「制約」がどのように解決されるのかという点は，明らかにされないままであるということができよう[27]。

では，宇野の方法とは対照的に，いわゆる発券先行説の立場をとることで銀行信用を展開する鈴木鴻一郎の場合，商業信用の限界は，どのように捉えられていたのであろうか。つぎにそれを，『原理論』で見てみよう。

「商業信用は，その性質からいって，資本家と労働者のあいだ，および資本家と直接消費者のあいだの取引にはおよびえないが，しかしこれは商業信用の固有の限界をなすものではない。商業信用の固有の限界は，むしろ，商業手形の流通が，特定の使用価値を有する商品の信用売買と不可分の関係にあるという点で，根本的に制約されているというところにある。すなわち，商業手形は，特定の資本家を支払人とし，特定の支払期限と支払金額とを有する債権ないし債務証書にほかならないのであって，ここから手形の流通による債権債務の相殺関係に一定の限界を劃されざるをえないことになる。なるほど，手形の裏書きは，手形の支払いにたいする資本家の共同保証行為であって，手形の信頼性をたかめ，流通範囲を拡大しはする。しかし，これはまだ個々の資本家による個別的な共同行為にすぎず，手形が本来的にもっている右の〔上の〕限界を止揚するものではない。」[28]

ここでは，商業信用が，基本的には個別資本相互の信用売買であることを明確にしたうえで，その限界を，商業手形の流通に現われる商業手形の個別性に求めている。すなわち，商業手形は，特定の商品の信用売買と表裏の関係にあって流通する「特定の資本家を支払人とし特定の支払期限と支払金額とをもち様々な程度の信用力を有する」[29] 債権-債務関係を示す証書にすぎぬがゆえに，手形流通は限界を画されることになる，というのである。したがって，『原理論』の場合，銀行信用は，この商業信用の「個別的形式による社会的限界」を止揚するものとして「要請」された「資本家社会的機構」[30] であり，その展開は，商業手形の個別性を除去された「一般的な手形」への商業手形の「振替え」[31] としてなされるのである。

だが，このような『原理論』での商業信用の限界についての説明にも，問題があるといわざるをえない。というのは，『原理論』の場合，「商業信用の固有の限界」を，商業手形の流通の側面で捉える傾向が強く，しかも，「債権債務の相殺関係に一定の限界を劃されざるをえない」という視角から捉えられているからである。それゆえ，信用関係に参加している個別資本にとっ

27) 山口氏は，宇野の『旧原論』での商業信用の限界についての説明を整理されて，宇野の場合，個別資本的制約の問題と社会的生産にとっての部分性の問題とが明確に区別されないままに，商業信用の限界が捉えられていると指摘され，氏自身は，個別資本的諸事情の制約性を「基本的な限界」として重視すると述べられている（前掲「商業信用論の諸問題(4)」，95～9頁）。宇野の場合，山口氏の指摘されるように，本文中の引用①の後半で個別資本的制約を問題にしてはいるが，それも，商業信用の展開には個別資本的な事情が不可避のものとして入らざるをえないとされているにすぎず，多分に社会的生産に引き付けた形でのものとなっている。したがって，個別資本の運動の中にまで立ち入って商業信用の個別資本的制約を問題にしているわけではなく，その点で，銀行信用への展開を要請する個別資本的な動力の解明にまでは至ってはいない，ということになろう。

28) 前掲，鈴木『原理論』下，359頁。
29) 同前，363頁。
30) 同前，360頁。
31) 同前，363頁。

て「限界」を画するものとして現われるときの，いわば限界の実質的側面は，問題にされないままになっている。「銀行券の発行は，銀行信用の本質にぞくする関係」[32]であるが，銀行信用の展開において，商業手形という「個別的」なものから「一般的な手形」たる銀行券への「振替え」がなぜ「要請」されることになるのかという点は，個別資本の立場からは必ずしも明らかではない。また，その要請に対する回答はいかになされるのかという点についても，回答する資本の個別的な動機なりは，明確ではない。

しかも，手形流通の限界として商業信用の限界を捉えることは，一面では，宇野についてすでに指摘したのと同様の問題を含むことにもなる。すなわち，後に展開されるべき銀行信用における銀行券が，資本家社会的に「一般的な手形」であるということを前提としつつ，それと対比することで，商業手形のもつ形式的個別性を強調するということにもなるからである。だが，それでは，個別的な商業信用の社会的なものとしての銀行信用への展開が「要請」され，それが形成される原理的必然性は解明されえないのではないだろうか。問題は，そうした「要請」が，個々の資本の運動の何を根拠として発現し，どのような過程を経て銀行信用の形成として具体化されるのか，ということであろう。新たな資本家社会的機構である銀行信用の展開の「要請」は，商業信用という個々の資本相互の関係のうちに，それぞれの資本の運動を根拠になされ，また，受け止められるものと考えられなければならないのである[33]。

32) 同前，362頁。

33) 商業信用の限界を手形流通の限界の側面から捉えることは，『原理論』だけではなく，従来から多くの場合そうであった。マルクスや宇野にもそうした面を読み取ることができるが，例えば，日高氏は，商業信用の限界について，次のように述べられる。

「まず第一に商業信用の限界は，社会的に転々と通流すべき手形が，ある特定の個別資本の特定の事情に応じて振出されるところから生ずる。……個別的事情を背景にして振出された手形は，ある程度の許容範囲をもって社会性を得るのであるが，けっして完全な社会性を獲得できるものではない。こうして商業手形はあるところでは完全に流通手段として機能しながら，あるところではその通流を阻止され，滞留せざるをえないものとなる」（日高普『商業信用と銀行信用』〔青木書店，1966年〕，109～110頁）。

そして，その理由として，手形の振出自体が個別資本の特定の事情によっているということとともに，「債務者の信用度の問題」（同前）を挙げられる（なお，同『銀行資本の理論』〔東京大学出版会，1968年〕，13～5頁も参照）。

この日高氏の指摘自体を否定するものではないが，しかし，手形流通に限界が画されるのは，むしろ，商業信用関係の展開が限界に至ったことを現わすのであって，手形自体の問題ではないはずである。氏は「社会的に転々と通流すべき手形」といわれるが，手形が「転々と通流」するのは，商業信用の展開の結果であって，手形を受け取った資本が，それを購買に用いるか否かは，個々の事情による。手形自体は，はじめから「転々と通流」するものとしてあるわけではないのである（この点，並びに，逆の形で氏同様の問題が大内氏にもあることについては，前掲，山口「商業信用の諸問題(4)」，106頁も参照されたい）。なお，注34参照。

ところで，注22で触れた大内氏の独自の見解も，その由来するところは，商業信用を，多分に手形流通の問題として考察していることにあるといえよう。氏の場合，商業信用の限界と手形の限界とを概念的に区別されたうえで，従来商業信用の限界といわれてきたものは手形の限界の問題であるとされる。しかし，その当事諸資本の与信条件並びに受信条件についての考察は，すでに小野氏の批判されるように，不十分さを免れないように思われる（前掲「商業手形における期限と金額」，107頁以下を参照）。大内氏は，日高氏の説を検討する中で，「もともと手形が輾転流通しないという仮定そのものが，あるいみでは不自然なものである」（前掲『信用と銀行資本』，14頁）と述べられるが，手形自体は，日高氏について述べたように，はじめから輾転流通するものとしてあるのではない。手形を取得した与信資本が，新たに必要な原材料とする商品を購買しなければならないという時に，その手形を用いるという，いうなれば与信資本の新たな受信動機に基づいているのである。しかも，信用関係は，大内氏も認められるように，それ自体としては不確実なものであり，それゆえ，取引関係は慣習的に限定される傾向はあろうが（同前，151～5頁），しかし，だからといって，関係する諸資本の個別的事情を無視することはできない。保有する手形で新たに商品を購買するか否かは，個々の資本の，その時の置かれた事情に規定された動機に基づくはずであろう。手形の輾転流通は，次々に展開されたそうした諸資本の受与信動機の結果として現われたものなのである。なお，大内説の問題点については，前掲，山口「商業資本論の諸問題(4)」，98頁以下，並びに浦園論文，186～7頁も参照されたい。

3

それでは，商業信用の限界は，それに参加する個々の資本の運動にそくして見た場合，どのようなものとして明らかにされるのであろうか。続いてその点を見ることにするが，その前に，このような視角から商業信用の限界を捉える場合には，参加している個々の資本のうちどの資本に着目すべきかということが問題となろう。だが，それは，手形保有者としてある与信資本に着目すればよい。それは，商業信用で展開される関係が，原理的には，与信資本の「資金の余裕」，すなわちその予備資本に支えられて，受信資本の「資金の節約」がなされる関係であり，前者から後者へ「資金融通」がなされる関係にほかならないからである。手形の輾転流通は，この与信資本から受信資本への「資金融通」を，商品売買を媒介とした個別資本相互の関係のうちに拡大し，その都度与信資本を替えていく関係であり，商業信用の限界という場合には，こうした「資金融通」関係を支える位置にある与信資本が，何故にその関係を支えきれなくなるのか，という点こそが解明されなければならない。したがって，商業信用の限界についての考察は，手形を保有する資本が，その手形を他の資本に裏書譲渡しえなくなる点を，個別資本の行動にそくして考察するというものになるのである。そして，その時に与信資本が要請することのうちに，銀行信用への展開の端緒が与えられ，銀行信用は，そうした商業信用における与信資本の要請を受け止める機構として，新たに展開されることになると考えられるのである[34]。

さて，先の例によれば，肥料製造資本Eが，資本Dに対して，2ヶ月後期日の資本B振出の約束手形と交換に肥料を販売したのは，資本Bの支払い能力が十分に信用でき，また，現金販売に固執すれば4ヶ月と予想されるが，それ自体としては不確定な販売期間が2ヶ月に確定され，その分予備資本が節約できるという事情によっていた。資本Eは，2ヶ月後に支払いが行なわれる約束手形を受け取った時点で，その2ヶ月間に必要と予想される予備資本額を算定し，短縮された期間分の予備資本を直ちに生産過程なりに投入して，利潤の増進を図ることになる。とはいえ，この場合でも，資本Eは，なお手形期日までの2ヶ月分の予備資本負担をしなければならないことに変わりはない。それゆえ，より効率的な利潤の増進という点からすれば，資本Eにとっては，なお残されているこの2ヶ月分の予備資本も，基本的には生産過程に追加的に投入し，利潤の増進に振り向けるべきものとしてある。

もっとも，資本Eが手形に対して肥料を販売したのは，現金販売に比べ信用販売の方が有利と判断され，不確定な販売期間を確定することによって，そのメリットを享受することを第一の目的としたからであった。したがって，なお残されることになった2ヶ月分の予備資本については，それは，手形に対して肥料を販売する際に，信用販売によるメリットを勘案して用意すべきことを予定したものにすぎず，資本Eの生産拡大の意図は積極的なものではないということもできる。さらに，手形に対して販売したのは，その商品が現金では販売しえない，ある

34) 日高氏は，手形が輾転流通した後にどこかで滞留した時を捉えて，手形が滞留した時には遊休資金が利用されなければならないとし，この「遊休資金の方向に考えをすすめていけば，商業信用の限界が明らかになるであろう」（前掲『商業信用と銀行信用』，109頁，同『銀行資本の理論』，13頁）といわれる。日高氏の商業信用における「遊休資金」の理解には，いくつかの疑問なしとはしない（前掲，拙稿，68～9頁，また，日高氏の所説をめぐって，前掲，大内『信用と銀行資本』，第1章，第4章，山口重克「商業信用論の諸問題(1)」〔東京大学『経済学論集』第53巻，第4号，1988年，23頁以下なども参照されたい〕が，それはともかく，与信資本が「遊休資金」を動員しなければならない事態に着目されているにもかかわらず，注33で指摘したように，氏の商業信用の限界についての理解は，手形流通の側面からのものといわざるをえないように思われる。問題は，何故に「遊休資金」の動員をせねばならないのかということとともに，「遊休資金」の動員の個々の資本にとっての意味ではないのだろうか。

いは，販売しにくいという状況があるためであり，その点からも，資本Eには，さしあたり商品の販売が問題であり，生産を拡大する積極的な意図はなかった，ということもできよう。しかし，より効率的な利潤の増進，あるいは，利潤の極大化という点から見た場合，手形販売に伴う予備資本の存在は，資本にとって，一つの負担をなすものであることに変わりはない。というのは，手形に対して商品を販売した時点で資本Eに生産拡大の意図がなかったとしても，そのことは，資本Eが，手形期日まで生産の拡大をすることはない，あるいは，肥料以外のより売れ行きのよい商品の生産を行なう意図は全くないと，断言するものではないからである。

もちろん，生産の拡大や新たな商品の生産のためには，それに対応した固定資本投資が必要であり，残された2ヶ月分の予備資本では，必要な固定資本投資を賄うことは到底出来ない。しかし，追加的な固定資本投資を必要とせず，流動資本投資の増加による生産の拡大，あるいは，従来から生産してきた商品と共通の固定資本で生産しうる新たな商品の生産を部分的追加的に行なうことで，実質的な生産の拡大に向かうということは，十分に考えられる。さらに，直接は生産の拡大に投じないにしても，販売費用等の流通費用に投ずることで商品の販売を促進し，利潤の増進を図ることもありうる。要するに，個々の資本は，市場の状況に対応して，その都度自らの生産過程や流通過程を編成しつつ利潤の増進を図ろうとしているのであって，ある時点で生産拡大の意図がなかったからといって，直ちに，その資本は予備資本の存在をいつまでも許容するということにはならないはずである。それゆえ，問題は，手形で商品を販売した資本Eにとって，残る2ヶ月分の予備資本が利潤の増進ないし極大化という点で負担になりうるということにあり，その際に資本Eの要請することのうちに，商業信用の限界が明らかとなると考えるべきであろう[35]。

そこで，資本Eは，資本B振出の約束手形と交換に資本Dに肥料を販売したものの，販売の確定によって享受できたメリットを除けば，その時点では生産拡大の意図はなかったものとしよう。しかし，それから1ヶ月後，肥料市場が上向き，増産することで利潤の増大が見込まれる事態になったとする。この時，資本Eは，残存期間1ヶ月の資本B振出の約束手形を用いて，増産に必要な原材料ならびに労働力を購買しようとするであろう。手形期日までの残り1ヶ月分の予備資本は，従来から予定されていた生産規模を維持するために生産過程に投下されるのであって，それを当初予定されなかった生産の拡大に充当することは出来ない。しかしながら，この時，資本Eは，保有する手形を用いて増産に必要な原材料や労働力を直ちに取得できるということには，必ずしもならない。

まず，肥料原料を製造販売する資本Fが手形の受け取りを拒否したときには，資本Eは，増産に必要な原材料の調達ができなくなる。手形金額と購買すべき原料の価格とが，あるいは，資本Fが許容できる手形期間と資本B振出の約束手形の残存期間とが折り合わない場合には，原料の購買が出来ないことはいうまでもない。さらに，そうでなくても，資本B振出の約束手形に資本A，資本C，資本Dの裏書保証がなされているとはいえ，資本Fには1ヶ月後の資本Bの支払い能力が信用できず，また，裏書保証

35) 手形そのものの個別性とともに，商業信用の限界について「遊休資金」に着目された日高氏は，それも個別資本的事情により制約されるとされ，「個別資本がつねに必ず，手形を滞留させるに十分なほどの遊休資金をかかえているとはかぎらない」（前掲『商業信用と銀行信用』，149頁，『銀行資本の理論』，20頁）といわれる。だが，問題は，「遊休資金をかかえている」か否かではなく，商業信用を支える「遊休資金」を負担する資本（手形保有資本）にとって，利潤の増進という面から負担になるか否かということではないだろうか。この点は，日高氏の「遊休資金」の理解とも関わる問題だが，日高氏の場合，流通資本に関わる予備資本の個別資本にとっての意味の検討が，商業信用との関連で必ずしも十分ではないように思われる。

についても，手形が不渡りになった場合の保証の履行に疑念を抱いたり，債権の取り立てに相当の費用を要すると判断されるときには，その手形の受け取りを拒否せざるをえないからである[36]。

このように，資本Fが資本B振出の約束手形の受け取りを拒否するならば，当然，資本Eは，その手形を用いて必要な原材料が購買できないことになる。したがって，資本Eは，何かの方法によって，その事態を打開しなければならない。もちろん，資本B振出の約束手形を用いることができないのならば，自らを振出人とする約束手形を発行し，それで必要な原材料を調達するということが考えられないわけではない。資本Eに生産拡大による利潤の増進についての確かな見込みがあり，また，資本Fに期日における支払が信用されるならば，資本Eは，自らが振り出す約束手形によって原材料を購買することになろう。しかし，与えられた状況によっては，資本Fの生産する商品の買い手は現金で購買する傾向が強く，資本Fとしてもできるだけ現金で販売したいということもありうる。この時には，資本Eは，手形で原材料を購買することはできにくくなる。また，仮に手形で購買できたとしても，売り手が現金販売に固執する傾向が強い以上，現金価格よりも相当程度高い価格を支払わねばならないであろう。しかも，資本Fが手形に対する販売を拒み，加えて，F以外の肥料原料製造資本のいずれもが手形に対する販売を拒んだ時には，資本Eは，原料を手形で購買することはできなくなるのである。

また，問題となるのは，労賃の支払いである。すでに検討したように，労賃の支払いに手形を用いることはできないということをもって，商業信用の限界とすることには，理論的には難点があった。しかしながら，労賃の支払いには手形を用いることができないということが，どのような局面で商業信用に参加する資本にとって制約となるのかという点は，商業信用の限界に関わる問題として考察されなければならない。

そこで，資本は，例えば，労賃の後払い形式を利用しつつ，わずかに労働時間を延長することで実質的に賃銀を引き下げる，という方法で生産の拡大に対処することができないわけではないが，しかし，そのような方法がいつまでも続かないことはいうまでもない。理論的には，労働者も，労働力商品の販売者として，より多くの賃銀を支払う資本に対して日々の労働力を販売しようとしているのであって，資本Eとしても，その時点で一般的な水準と判断される額以上の賃銀を支払わなければ，必要な労働力を確保しえない。したがって，資本Eは，増産には新たな労働力（新たな労働者というだけでなく，労働時間の延長分も含む）が必要と判断されたときには，その労働力を購買するための現金貨幣を，何かの方法で調達しなければならないことになる[37]。資本B振出の約束手形では肥

36) 商業信用の限界については，従来から，これらの点を中心に説明されてきたことは周知のとおりである。しかし，すでに示したように，本稿では，これらをもって商業信用固有の限界とはしない。これらの点，すなわち，信用の期間や金額の一致，債務者並びに裏書人の信用力の高さが商業信用の展開に深く関わることは否定できないが，しかし，これらは商業信用の成立の条件ではあっても，すでにそれらを満たしつつ展開されてきた商業信用に限界を画する「要因」とは直ちにいえないと考えるからである。なお，大内氏は，手形の限界を考察するにあたり，手形債務者の支払い能力を，「本人でもそのときになってみなければわからないもの」とされ，その問題をあまり重視されてはいない（前掲，大内『信用と銀行資本』，151～3頁）。それについては，すでに批判のあるところであるが（例えば，前掲，小野論文，浦園論文，山口「商業信用論の諸問題(4)」を見よ），問題は，究極的には「本人でもわからないもの」によりながら，資本家社会的に意義ある機構として展開された上での，そのことのもつ限界は何かということであろう。

37) 商業信用論では，労賃を手形で支払えるか否かという形で問題はたてられてきたものの，労働力の確保という点からは，必ずしも明確に検討されては来なかったように思われる。しかし，注23で触れたように，商業信用論では，そもそもが資本家と労働者との関係を入れうる問題構制になっていない以上，労賃支払いは，与信資本の労働力確保

料原料を購買できなかったが，資本E自身の振り出す約束手形でなら原材料を確保できるという場合や，資本B振出の約束手形で原材料も労働力も確保しようとする場合など，様々の事情を考えることができるが，いずれにしろ，新たな労働力を確保するには賃金支払いに必要な現金貨幣が不足しているという時には，資本Eは，現金貨幣を調達する方法を新たに追及しなければならないのである。

さらに，生産拡大による利潤の増進という動機と直接に結び付くものではないとしても，資本Eが過去に自らを債務者とする手形を引き受けており，その期日が到来するに当たって，決済に必要な現金貨幣に不足するという場合もあろう。予定していた商品販売が順調でなく，手形決済のための現金貨幣の貯蓄が滞った場合である。この時，手形期日の延長ができないばかりか，自ら保有する債権（すなわち，資本B振出の約束手形に表わされた債権）との相殺も，期限・金額あるいは信用力の面でできないとなれば，やはり，資本Eは，必要な現金貨幣を何かの方法によって調達しなければならない[38]。

このように，手形保有者としての与信資本は，その理由は様々ではあるが，保有する手形を意図するように用いることができず，現金貨幣の調達をしなければならないという状況に置かれる可能性を否定することはできないのである。

ところで，当然のことながら，これらの事情は，すでに宇野や鈴木によっても強調されていたように，商業信用が，あくまでも個別的な信用関係にすぎないことによっている。商業信用の展開は，ある特定の資本が債務者となり，その債務証書が輾転流通することでなされる。したがって，その証書の個別性のゆえに受け取りが拒否された場合には，商業信用の展開には限界が画されることになるのである。しかし，問題は，単なる手形の個別性やそれによる手形流通の限界に尽きるわけではない。すなわち，商業信用は，先ほどからの例でいえば，手形保有者である資本Eの予備資本負担において，資本A，資本B，資本C，資本Dのそれぞれの生産過程を円滑に継続，拡大し，それぞれの資本に利潤の増進をもたらすという関係を展開してきた。しかし，当初の予定に反して，与信資本Eの利潤の増進という意図が，あるいは，自身の債務の支払い資金の不足が生じたために，その予備資本負担を自らの桎梏となし，しかも，保有する手形をその意図に即して用いることができないということのうちに，商業信用の限界が露にされたのである。

かくして，商業信用の限界は，与信者としての手形保有資本の現金貨幣の要請として現われることになる。それは，もちろん，商業信用が，個々の資本相互の関係のうちに展開される個別的関係にすぎないことによるが，さらに，その展開自体が，手形の輾転流通によって債権-債務系列を形成，拡大し，その系列にある諸資本の再生産過程の継続，拡大に必要な資金負担を，手形受領者の遊休貨幣資本に次々に転嫁するこ

の問題として捉え直す必要があるのではないだろうか。

38) マルクスは，オーヴァストーンの“手形割引を利用するのは，より大きい資本を手に入れるためだ”という証言を批評しつつ，次のように述べている。

「普通の事業家が手形を割引させるのは，自分の資本の貨幣形態を先取りすることによって，再生産過程の流動を保つためである。事業を拡張するためや追加資本を調達するためではなく，自分が与える信用を自分が受ける信用によって相殺するためである。そして，もし彼が自分の事業を信用によって拡張しようと思うならば，彼にとって手形の割引はほとんど役にたたないであろう。」(K., III, S. 440, 訳⑦156頁)

手形割引の問題については後述するが，ここでのマルクスの捉え方は，一面的であろう。「事業の拡張」を固定資本の増大を伴うものとして捉えているのであろうが，本文中に見たように，手形保有者が貨幣を求めるのは，原理的には，その利潤動機と不可分の関係にある。したがって，本稿のここで示した手形決済のための現金貨幣の要求も，それが最も顕著になるのは景気循環における最好況期と考えられるが，ここではそうした景気循環の問題とは別に，過去の利潤動機に基づく受信の決済が，次に述べる不確定性のために，予定通り行かなかった場合の例として考えている。

とでしか成立しえない関係であることをも表わしている。したがって，資金負担をする位置に置かれた手形保有資本が当初予定しなかった状況に直面したとき，彼は，他の諸資本の再生産過程の継続，拡大を負担したために，自らの意図する再生産過程の円滑な進行を妨げられるということになるのである。それは，より基本的には，商業信用が，それ自体不確定な将来における資金形成を先取りする関係であるにもかかわらず，それを個々の資本相互の個別的な関係の展開においてしかなしえないことに基づいているといえよう。「信用」が「将来」の資金形成というそれ自体不確定なものを含む関係であり，それを与信資本の負担において処理し，そのことをもって受信資本の利潤の増進を図るという関係が個別的に展開される点に，商業信用の限界を見ることができるのである[39]。

では，このような商業信用の限界を解除するものとしての銀行信用は，いかにして展開されるのであろうか。銀行信用は，商業信用の個別性を社会的なものに転化することで信用関係を一般化することになるが，しかし，資本家社会的には，やはり，それも，個別資本の行動によってしか処理しえないものとしてある。そこで，続いて，手形保有者の現金貨幣の要請を受け止める個別資本の動機と行動とはいかなるものなのか，という点の検討から始めることにする[40]。

39) 芳賀健一氏は，すでに，「商業信用の『限界』は，その本性から，手形をもつ資本が必要に応じて遊休貨幣資本の融通関係を他資本に移譲しえないことにある。」，あるいは，「商業信用は，融通を分散・社会化しながら，個別資本の遊休貨幣資本に限定されることなく展開しうることを示しているものの，その本性，すなわち特定の再生産系列に沿ってのみ成立する，信用売買と結合した遊休貨幣資本の融通関係であるという本性から，なお遊休貨幣資本を必要に応じて動員する機構たりえないのである。そして，この『限界』は手形流通の限界として現われる。」（芳賀健一「マルクスの商業信用論」〔東北大学『研究年報　経済学』第39巻，第2号，1977年〕，34～5頁）と述べられている。しかし，氏の場合，「再生産系列」における「融通関係」の展開という視角から，手形流通の問題として論じられており，「限界」を画すことになる個別資本の利潤動機に関わる問題については，明らかではない。

なお，山口氏は，「商業信用成立の条件の一つである与信資本のもとにおける遊休資金が個別的事情によって個別的かつ不確定的に変動することも，自然に商業信用の限界を規定する要因の一つをなすと考えられる」（前掲「商業信用論の諸問題(4)」，107頁）と指摘される。

40) 日高氏は，「銀行信用の成立のためには，商業信用的関係の限界から要請するだけでは十分でなく，その関係のために必要な中核である銀行資本の存立を根拠づけなければならない」（前掲『銀行資本の理論』，18頁）と述べられる。だが，氏の方法は，「まず『全体』を説いて次に『個』がその『全体』に発展する要因を持っていたことを追認する形をとっている」（福田豊「手形流通と遊休資金」〔山梨学院大学『商学論集』第5号，1982年〕，126頁）という難点を免れないように思われる（福田氏は，大内氏にも同様の難点を指摘されている）。しかし，信用制度が，個々の資本の競争関係のうちに展開される資本家社会的機構であるとすれば，商業信用から銀行信用への展開の契機も，やはり，個別資本的なものとして考察される必要があるのではないだろうか。